

(2)退職で残額を一括して給与等から差し引かない場合

退職後、普通徴収(本人が納付書で納付)にする場合の記入例

給与支払報告
特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

年度

1

右から
番号を
記入

1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

受付印

(宛先)

津市長

令和 7 年 12 月 1 日提出

給与支払者

特別徴収義務者

所在地

〒514-8611

津市西丸之内23番1号

フリガナ

カブシキガイシャ アノツコウギョウ

氏名又は名称

株式会社 あのと工業

個人番号 (マイナンバー) 又は法人番号

9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9

←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載

特別徴収義務者
指 定 番 号

123456789

宛 名 番 号

6

担連
当
者
先

所 属

総務課

氏 名

津市 一郎

電 話

059-229-3130 内線 (6220)

給
与
所
得
者

フリガナ

ツダ コウタロウ

氏 名

津田 江太郎

生年月日

元号 3 ー 1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 21 年 1 月 1 日

個人番号 (マイナンバー)

2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2

受給者番号

TSU002

1月1日
現在の住所

津市西丸之内23番3号

異動後の
住 所

同上

(ア)
特別徴収税額
(年税額)

108,100 円

(イ)
徴収済額
(納付済額)

54,100 円

(ウ)
未徴収税額
(ア) - (イ)

54,000 円

異 動 日

R 7 年 11 月 30 日

異 動 の 事 由

1 1. 退職
2. 転勤
3. 休職
4. 長期欠勤
5. 死亡
6. 乙欄適用※a
7. 支払少額・不定期※b
8. 事業専従者のみ※c

異 動 後 の 未 徴 収
税 額 の 徴 収 方 法

3 1. 特別徴収継続
⇒①を記入
2. 一括徴収
⇒②を記入
3. 普通徴収(本人納付)
⇒③を記入

① 特別徴収継続の場合 (11月末で退職した給与所得者の徴収方法を、12月分から普通徴収に変更する場合の記入例)

(ア)特別徴収(年税額) 108,100円(6月分から翌年5月分)
(イ)徴収済額 54,100円(6月分から11月分)
(ウ)未徴収税額 54,000円(12月分から翌年5月分)
↑ 普通徴収分

新しい勤務先へは、月割額 円を 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。

受給者番号

納入書の要否 (新規の場合のみ記載)

右から
番号を
記入

1. 必要 2. 不要

② 一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

理由

右から
番号を
記入

1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出があったため
2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため
【注】 1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも原則一括徴収しなければなりません。

徴収予定月日

徴収予定額 (上記(ウ)と同額)

月 日 円

左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。

③ 普通徴収 (本人納付) の場合 (後日市町より本人あてに納付書を送付します。)

理由

右から
番号を
記入

1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため
2. 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため
3. 死亡による退職であるため
【注】 1～3に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は原則一括徴収しなければなりません。

※市町記入欄

異

三重県内全市町共通様式

し三重県提出の他の市町に提出する場合もご使用いただけます。宛先を訂正

※ a 「乙欄適用」とは、乙欄適用で他事業所で特別徴収されている場合。 ※ b 「支払少額・不定期」とは、給与が支給されない月がある又は給与から税額が引きされない月がある場合。

※ c 「事業専従者のみ」とは、全従業員が事業専従者のみの場合に限る。